

## フランス進出にあたっての会社形態の選択

### LE CHOIX D'UNE STRUCTURE D'IMPLANTATION EN FRANCE

外国人投資家がフランスで投資を行う方法については幾つかの選択肢があります。

会社形態は以下3つのタイプから選択することができます。

- ✓ 駐在員事務所（リエゾンオフィス）
- ✓ 支店
- ✓ 子会社

駐在員事務所の概要は、一般的に良く知られています。

駐在員事務所は親会社に付随する二次的な事業所（または親会社の子会社の二次的な事業所）で、営業活動は行わず、フランスにおける恒久的施設とは見做されません。

一般的に、駐在員事務所が行うことができる業務は租税条約により定義されています。

日仏間でも租税条約が調印されましたが、最終要綱は OECD のモデルに近いものとなっています。

同条約では、恒久的施設の概念と駐在員事務所として行うことができる活動を定義しています。

駐在員事務所の活動は非常に限定的に制御されているため、親会社が現地での活動を展開していくことを望む場合は、恒久的施設を設立しなければなりません。

恒久的施設としては、次の2つの形態が設立可能です。

- ✓ 支店
- ✓ 子会社

二つの形態のうち、どちらを選ぶかは重要です。支店と子会社の大きな違いは、支店は法人格（権利義務の帰属者としての法人のこと）を持たないということです。

支店は企業の二次的な事務所に過ぎませんが、子会社はたとえ株主が 100%保有していても法人格を持ちます。

子会社は自己資産を有し、親会社の資産とは混同されません。

戦略的には、限られたニーズを満たすための投資方法としてのみ支店の設立という手段を利用すべきです。支店には法人格がなく親会社の責任が無制限に問われることになるため、第三者にとっては支店の方が安全性が高いとはいえ、一般的に支店に対してはやや警戒心があります。

一方、子会社の場合、親会社の責任は出資額に限定されます（子会社の借入金を保証している場合を除く）。

もし親会社が望む場合、単一株主による子会社を設立することも可能です(EURL や SASU)。

また、子会社は資本金を持つことが義務づけられていますが、支店は必要ありません。いずれにしても支店の運営を可能とするため、本社から支店への出資は資本金と同等に十分かつ恒常的なものではありません。

親会社が株式の一部を他社（例えば欧州のホールディング会社等）や、現地パートナー（合併会社）に譲渡する可能性を残したい場合、子会社を選択する方が望ましいでしょう。

会計面においては、支店も子会社も同じ権利と義務を有します。支店は外国語での会計記帳が可能ですが、税務当局が翻訳を要求する可能性もあります。

フランスの会社形態について、それぞれの特徴をまとめた表を添付します。

	子会社	支店	駐在員事務所	外国企業の従業員
フランス拠点	要 (最低賃し住所が必要)	要 (最低賃し住所が必要)	要 (最低賃し住所が必要)	不要
フランスでの恒久的施設	有	有	無	無
法人格	有	無	無	無
非商業活動（広告、ビジネスネットワーキング）	可	可	可	可
商業・工業活動	可	可	不可	不可
銀行口座開設	要	要	商業裁判所登記局に登録する場合は要	不要
会計管理	要	要	不要	不要
法人税課税	対象	対象	対象外	対象外
VAT課税	対象	対象	対象外 ただし仮払VATの還付申請可 (関連手続きを参照)	対象外 ただし仮払VATの還付申請可 (関連手続きを参照)
年次税務申告	対象	対象	対象外	対象外
年次決算書作成	要	不要	不要	不要
法務書類作成	要	不要	不要	不要
商業裁判所登記局への決算書提出	要	不要 (親会社の決算書のフランス語訳を要提出)	不要	不要
会計監査人の任命	要 (法定基準を超える場合)	不要	不要	不要